

遺族年金の請求・受給権消滅 に関する手続きのご案内

退職年金または遺族年金を受給されていた方がお亡くなりになったことにより、年金を受ける権利は消滅します。

退職年金を受給されていた方に遺族年金を請求できる方*がいらっしゃる場合は「遺族年金の請求」を、遺族年金を請求できる方がいらっしゃらない場合は「受給権消滅」の手続きが必要となります。

この小冊子では、遺族年金の請求、受給権消滅の手続きをする際の提出書類や請求書の書き方についてご案内しております。

遺族年金の請求または受給権消滅の手続きについては、所属されていた市・区の議会事務局を通じて行っていただくこととなります。

※遺族年金を請求できる方については、25ページをご覧ください。

■遺族年金請求のご案内

- 1 遺族年金の請求手続きについて …… 2～3ページ
- 4 年金の支給について …… 8ページ
- 5 決定通知書等の送付について …… 8ページ

■受給権消滅の届出のご案内

- 2 受給権消滅届の提出について …… 4ページ
- 3 支払未済の給付について …… 5～7ページ
- 4 年金の支給について …… 8ページ
- 5 決定通知書等の送付について …… 8ページ

■提出先■

必要書類を揃え、元議員の方が所属されていた市または区の議会事務局にご提出ください。

市議会議員共済会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-2
全国都市会館 6階

TEL 03-3262-5239

<https://www.si-gichokai.jp/kyousai/>

➡ 1 遺族年金の請求手続きについて

1 遺族年金を請求できる方

元議員（退職年金受給者または現職議員で平成 23 年 5 月 31 日までの在職期間が 12 年以上、かつ平成 23 年以降に退職一時金の支給を受けていない方。）が死亡した場合、次の(1)～(5)までの順位にしたがって遺族年金が支給されます。ただし、元議員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたことが条件となります。

- (1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む。）
- (2) 子*
- (3) 父母
- (4) 孫*
- (5) 祖父母

※上記(1) 配偶者（戸籍上の配偶者に限る）は、元議員との生計同一が確認できれば、元議員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたこととします。

※上記(2) 子及び(4) 孫は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあって、配偶者がいない場合、もしくは、18 歳以上であっても、元議員の死亡当時から引き続き重度障害の状態で生活資料を得るみちがない場合に限りです。

2 提出書類

- ① 遺族年金決定請求書 → 記入例(39)をご覧ください。
- ② 請求者の現在の戸籍謄本(全部事項証明)又は法定相続情報一覧図の写し(いずれも複写不可)
- ③ 元議員の死亡年月日が記載されている戸籍謄本(全部事項証明)又は法定相続情報一覧図の写し(いずれも複写不可)
(②の書類で死亡を確認できる場合、添付の必要はありません。)
- ④ 年金証書(市議会議員共済会が交付した年金証書)
(紛失した場合は、①遺族年金決定請求書の年金証書紛失届欄に請求者の署名・捺印のうえ提出してください。)

※その他、遺族認定のため必要に応じて書類を添付していただく場合があります。

なお、戸籍等は、元議員の死亡日以降に交付されたもので、かつ遺族年金決定請求書の提出日において、6 か月以内に交付されたものをご提出ください。

3 支払未済の給付請求について

退職年金を受給されていた方がお亡くなりになった場合には、まだ受け取っていない「未支給分の年金(支払未済の給付)」がある場合がありますので、「遺族年金決定請求書」の支払未済請求欄に署名・捺印してください。

※支払未済の給付を請求できる方は、遺族年金の請求者に限ります。

4 共済給付金を受ける権利の時効について

遺族年金を受ける権利は、遺族年金を受けるべき事由が生じた日の翌日から7年間請求しなかったときは、時効によって消滅します。

なお、遺族年金を受けるべき事由が生じた日とは、退職年金受給者又は退職した時に退職年金を受けるべき地方議会議員が死亡した日をいいます。

遺族年金決定請求書(第9号様式)の記入例

●元議員・請求者氏名
請求者の氏名のフリガナは金融機関の口座の届け出のとおり以下の区別をて記入してください。
「ズ」と「ツ」
「オ」と「ヲ」
「ジ」と「ヂ」

●旧会員番号・年金証書番号
年金証書を参照して記入してください。
ご不明な場合は所属の議会事務局へお問い合わせください。

●基礎年金番号
元議員の基礎年金番号を記入してください。

第9号様式

遺族年金決定請求書

市議会議員共済会会長 殿

市区コード	市区名	市区

元議員 氏名 (戸籍名)	丸ノ内 大助	旧会員番号 年金証書番号	4750000	基礎年金番号	111-123456	1.議員死亡 2.受給権者死亡	死亡日	平成・金和 050428
--------------------	--------	-----------------	---------	--------	------------	--------------------	-----	-----------------

上記の者は、死亡したので遺族年金を決定されるよう証拠書類を添えて請求します。

請求日	令和5年5月10日	請求日を記入してください。
-----	-----------	---------------

●請求者住所
番地は「1丁目1番1号」のような場合は「1-1-1」と記入してください。

請求者 フリガナ (戸籍名)	丸ノ内 朝子	性別	1.男 2.女	生年月日	明治・大正・昭和 平成・金和 120401
元議員との続柄	1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母	後順位の有無	有 無	郵便番号	102-0093
フリガナ	トウキョウト キョウサイシ ヒラカワチヨウ	住所	東京都共済市平河町1-1-1		

枠付きの年月日は、1桁の数字の場合は頭に「0」を付けて記入してください。
(例) 令和5年4月28日
→050428

●押印
請求者の印を押してください。金融機関への届出印の必要はありません。

●後順位の有無
続柄欄で選択された方の後順位に該当する方がいる場合は、「有」に○をつけてください。
(議員または議員であった者の死亡の当時、主としてその収入によって生計が維持されていた者。また、子または孫については、18歳未満で配偶者がいない者。または18歳以上であっても、重度障害の状態にある者)

●年金受取金融機関
口座名義は請求者の個人口座に限ります。請求者氏名のフリガナと同じ口座名義の口座を指定してください。
会社名、団体名及び肩書きがつく口座の指定はできません。

年金受取金融機関	金融機関名	コード	フリガナ	9999	共済	銀行等	9999	店名	001	預金種目	1.普通預金 2.当座預金	口座番号	1231234
----------	-------	-----	------	------	----	-----	------	----	-----	------	---------------	------	---------

金融機関の種類に○をつけてください。
ゆうちょ銀行についてもこちらに記入してください。

●預金種目
該当する預金種目に○をつけてください。

●年金証書を紛失の場合
紛失等により年金証書を添付できない場合には署名・捺印してください。

年金証書の添付	紛失の理由	年金証書紛失届欄	丸ノ内朝子
1.有 2.無	1.亡失 2.その他	※添付が「無」の場合署名捺印してください。	

退職年金受給者の死亡に伴い、支払未済があるので、この給付を請求します。

※支払未済がある場合のみ署名捺印してください。	請求者氏名(遺族年金の請求者)	丸ノ内朝子
-------------------------	-----------------	-------

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都道府県 市区 議会議員

●支払未済の給付
支払未済の給付を請求する場合は、署名・捺印してください。
支払未済の給付の請求者は遺族年金請求者に限ります。

＜共済会使用欄＞	
確認	受付番号



●口座番号
右詰めで記入してください。
口座番号が7桁未満の場合は、左の空欄に「0」を記入してください。
(例) 口座番号 98765(5桁の場合)

○	0098765
×	98765

➡ 2 受給権消滅届の提出について

1 受給権の消滅について

退職年金を受給されていた方が死亡し遺族年金を請求できる方(2㉟)がいらっしゃらない場合、または遺族年金を受給する方が次の(1)～(6)に該当した場合には、年金を受ける権利は消滅します。

年金を受ける権利が消滅した場合は、受給権消滅の届出が必要となります。

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)したとき
- (3) 3親等内の親族以外の方の養子となったとき
- (4) 死亡した議員であった方との養子縁組を解消したとき
- (5) 子または孫については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき(ただし、重度障害の状態では生活資料を得るみちがない方は除きます。)
- (6) 重度障害の状態では生活資料を得るみちがないため、遺族年金を受給されていた方がその事情がなくなったとき

2 提出書類

死亡により年金を受ける権利が消滅した場合には、まだ受け取っていない「未支給分の年金(支払未済の給付)」がある場合があります。

- (1) 支払未済の給付がある場合
支払未済の給付を請求することができます。
請求手続きについては、「支払未済の給付について」(5～7㉟)をご覧ください。
- (2) 支払未済の給付がない場合
 - ① 共済給付金受給権消滅届 → 記入例(7㉟)をご覧ください。
 - ② 年金証書(市議会議員共済会が交付した年金証書)
(紛失した場合は、①共済給付金受給権消滅届の年金証書紛失届欄に届出者の署名・捺印のうえ提出してください。)

3 支払未済の給付について

1 支払未済の給付について

死亡により年金を受ける権利が消滅した場合には、まだ受け取っていない「未支給分の年金（支払未済の給付）」がある場合があります。

2 支払未済の給付を請求できる方

(1) 遺族年金を請求する場合【遺族年金を請求できる方がいらっしゃる場合】
「遺族年金の請求手続きについて」(2~3頁)をご覧ください。

(2) 受給権消滅届を提出する場合【遺族年金を請求できる方がいらっしゃらない場合】
年金を受けていた方の民法上の相続人

(民法上の相続人の範囲と順位)

第1順位 年金を受給されていた方の子及びその代襲相続者(孫、曾孫等)

第2順位 年金を受給されていた方の直系尊属(父母等)

第3順位 年金を受給されていた方の兄弟姉妹及びその代襲相続者(甥、姪)

※第2順位、第3順位の方が相続人となる場合は、それぞれ前順位の方がいない場合に限ります。

3 支払未済の給付を受ける権利の時効

支払未済の給付を受ける権利は次の(1)、(2)のいずれかが到来したときは時効により消滅しますので、ご注意ください。

(1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき

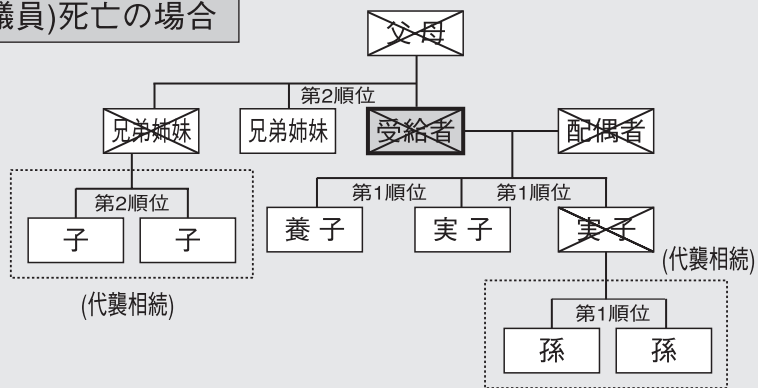
(2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき

■ 支払未済を請求できる方

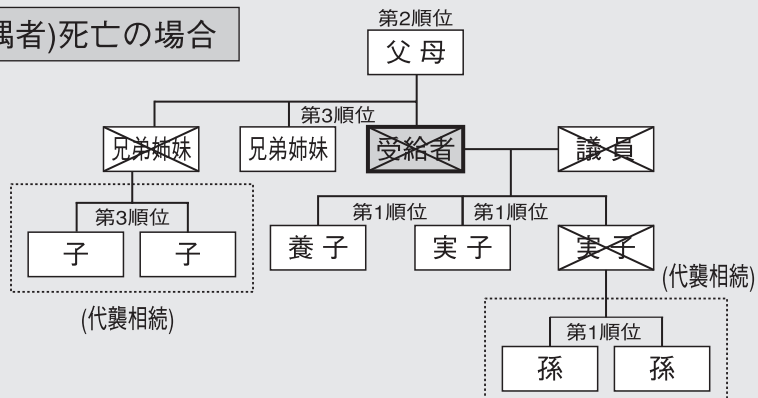
※ ☒ は死亡を示しております。

※ 前妻(または先夫)の子は、受給者と養子縁組をしていない限り、相続人にはなりません。

① 退職年金受給者(元議員)死亡の場合



② 遺族年金受給者(配偶者)死亡の場合



4 支払未済の給付請求について (受給権消滅の手続きをする場合)

支払未済の給付は、同順位の相続人の方が平等に受給する権利があります。

同順位の相続人の方が2人以上いるときは、そのうち一人の方を当該給付金の請求及び受給についての総代者として請求するものとされますので、同順位の相続人全員の同意を得たうえで代表者が請求してください。

(1) 提出書類

- ① 共済給付金受給権消滅届 → 記入例(7頁)をご覧ください。
(支払未済給付請求欄に請求者の署名・捺印のうえ提出してください。)
※支払未済を請求できる方は、受給権消滅の届出をする相続人に限ります。
- ② 年金証書(市議会議員共済会が交付した年金証書)
(紛失した場合は、①共済給付金受給権消滅届の年金証書紛失届欄に請求者の署名・捺印のうえ提出してください。)
- ③ 年金受給者の死亡年月日が記載されている除籍謄本(全部事項証明)又は法定相続情報一覧図の写し(いずれも複写不可)
- ④ 請求者が相続人であることを証明する戸籍抄本(個人事項証明)又は法定相続情報一覧図の写し(いずれも複写不可)

上記③及び④については、請求される方によって必要な戸籍等が異なりますので、下表をご覧ください。なお、法定相続情報一覧図の写しにより、年金受給者の死亡年月日と請求者が相続人であることが確認できれば、戸籍の提出は不要です。

請求される方	請求に必要な戸籍 (複写不可)
実子又は養子	ア、イ
孫	ア、イ、ウ
父母	ア、イ
兄弟姉妹	ア、イ
甥姪	ア、イ、エ

- ア 年金受給者の死亡年月日が記載されている戸籍謄本
- イ 請求者の現在の戸籍抄本
- ウ 請求者の親(年金受給者の子)の死亡年月日が記載されている戸籍抄本
- エ 請求者の親(年金受給者の兄弟姉妹)の死亡年月日が記載されている戸籍抄本

※同一戸籍謄本の中で必要事項が確認できれば、複数の戸籍の提出は必要ありません。

例:同一戸籍謄本の中に年金受給者の死亡年月日と、請求者(除籍になっていないもの)の記載がある場合など

※確認できない事項がある場合は、その事項が確認できる戸籍等が必要となります。

※戸籍は失権年月日以降に交付されたもので、かつ受給権消滅届の提出日において、6か月以内に交付されたものをご提出ください。

共済給付金受給権消滅届(第21号様式)の記入例

●年金受給権者氏名
年金を受給されていた方の氏名を記入してください。

●年金証書番号
年金証書を参照して記入してください。
ご不明な場合は所属の議会事務局へお問い合わせください。

●届出者氏名
届出者は、死亡による失権の場合は相続人の代表者を、婚姻した場合は、子または孫が18歳に達した場合の失権は本人氏名を記入してください。氏名のフリガナは金融機関の口座の届出のとおり以下の区別をして記入してください。
「ズ」と「ヅ」
「オ」と「ヲ」
「ジ」と「ヂ」

第21号様式

共済給付金受給権消滅届

市議会議員共済会会長 殿

●届出日
届出日を記入してください。

市区コード

市	区	市	区	市	区

市区名

年金受給権者	年金証書番号	5500005	年金の種類	1.退職年金 2.遺族年金	
	フリガナ	(氏)アカサカ (名)タケコ	失権年月日	平成(令和)	失権の理由
	氏名	赤坂 竹子	050501	1.死亡	2.その他

上記の者は、市議会議員共済会定款第26条に規定する共済給付金を受けるべき遺族がないので、下記のとおり届けます。

届出日	令和5年5月10日
-----	-----------

フリガナ	(氏)アカサカ (名)ユウイチ	(赤坂)	年金受給権者の続柄	子
氏名	赤坂 優一			
郵便番号	102-0093	電話連絡先	(03)9999-9999	
フリガナ	トウキョウト キョウサイシ ヒラカワチョウ 6-6-6			
住所	東京都共済市平河町6-6-6			

受給権者が死亡した場合は、年金証書を添付してください。添付できない場合は下記に記入してください。年金証書を添付することができないので届け出ます。

年金証書の添付	紛失の理由	年金証書紛失届欄	赤坂 優一	(赤坂)
1.有 2.無	1.亡失 2.その他()	*添付が「無」の場合 署名捺印してください。		

上記受給権者の受給権が消滅したことに伴い、支払未済があるので、この給付を請求します。

*支払未済がある場合のみ署名捺印してください。	請求者氏名(相続人)	赤坂 優一	(赤坂)
-------------------------	------------	-------	------

年金受取金融機関	コード	フリガナ	金融機関名	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連
	9999	キョウサイ	共済	
	001	店フリガナ	本店・支店・出張所 本所・支所	預金種目 1.普通預金 2.当座預金 (○で選択)
備考	001	口座番号	0000001	

(留意事項) 支払未済の請求者は、受給権消滅届の届出者と同一となります。

上記の届出があったので報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市 区 議会議長

印

＜共済会使用欄＞

確 認	受付番号		

●年金受取金融機関
口座名義は請求者の個人口座に限ります。届出者(請求者)氏名のフリガナと同じ口座名義の口座を指定してください。会社名、団体名及び肩書きがつく口座の指定はできません。

●押印
請求者の印を押してください。金融機関への届出印の必要はありません。

●年金証書紛失の場合
紛失等により年金証書を添付できない場合には署名・捺印してください。

●支払未済の給付
支払未済の給付を請求する場合は、署名・捺印してください。支払未済の給付の請求者は届出者に限ります。

●金融機関の種類について
金融機関の種類に○をつけてください。ゆうちょ銀行についてもこちらに記入してください。

●預金種目
該当する預金種目に○をつけてください。

●口座番号
右詰めで記入してください。口座番号が7桁未満の場合は、左の空欄に「0」を記入してください。
(例)口座番号 98765(5桁の場合)

○ 0098765
※右詰めで記入し、左の空欄に「0」を記入してください。

× 98765

4 年金の支給について

年金は、年金を受ける事由が生じた翌月から年金を受ける権利が消滅した月まで支給します。

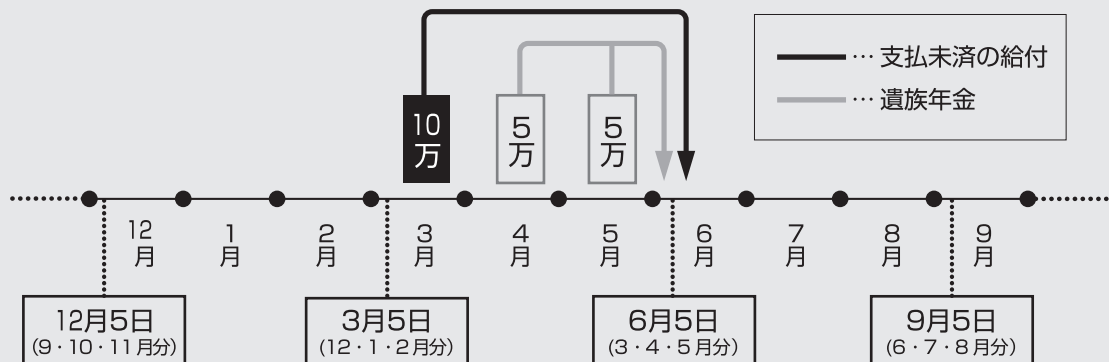
共済会では、毎年3月、6月、9月、12月の各月の5日（金融機関が休業日の場合は直前の営業日）に、それぞれの月の前月までの3か月分の年金を支給します。

3月支給期	(12月分、1月分、2月分)
6月支給期	(3月分、4月分、5月分)
9月支給期	(6月分、7月分、8月分)
12月支給期	(9月分、10月分、11月分)

例 3月16日に退職年金を受給されていた方がお亡くなりになり、配偶者が「遺族年金」と「支払未済の給付」を請求した場合

■退職年金の年額 120万円
120万円 ÷ 12か月 = 10万円（1か月分）
退職年金3月分（1か月分）が「支払未済の給付」になります……………10万円

■遺族年金の年額 60万円（退職年金の年額の2分の1となります。）
60万円 ÷ 12か月 = 5万円（1か月分）
遺族年金4、5月分（2か月分）が「遺族年金の支給分」になります……………10万円



次の支給期である6月5日に「遺族年金の支給分2か月分（10万円）」を「支払未済の給付1か月分（10万円）」と合わせて支給します。

5 決定通知書等の送付について

共済会にて、遺族年金の決定または受給権消滅及び支払未済の給付にかかる決定手続きが終了したら、決定通知書等（退職年金受給者死亡の場合は、源泉徴収票を含む。）を議会事務局に送付しますので、議会事務局を通じてお受け取りください。

また、同通知書において支給予定日を記載しておりますが、支給予定日の前に「年金支払通知書」を送付します。

「支払未済の給付」のお支払いについては、支給予定日にご指定の請求者名義の口座に振り込まれます。